

憲法違反の特定秘密保護法の強行採決に強く抗議し、

同法の廃止を求める声明

自民・公明の与党は、法案修正で合意をしたみんなの党や維新の会の同調も得て、衆議院に引き続き参議院においても本日採決を強行し、特定秘密保護法を成立させました。

特定秘密保護法は、特定秘密の範囲が広範かつ曖昧であること、特定秘密の指定が恣意的になされるおそれが強く違法な活動までもが特定秘密に指定されかねないこと、それをチェックする独立した監視機関が存在しないこと、刑罰の範囲も広範かつ不明確なため取材・報道の自由や言論・表現の自由に対する萎縮効果をもたらすこと、公務員だけでなく私たち市民のプライバシーまで侵害すること、戦前の治安維持法と同様戦争国家に通じるものであることなど、国民主権や基本的人権の保障、罪刑法定主義、平和主義といった憲法の基本原則に抵触する問題が数多くある憲法違反の法律です。

特定秘密保護法の危険な内容が明らかになるにつれ、法律家、研究者、報道関係者、映画・音楽関係者、文学関係者など様々な分野をはじめとする多くの方々から反対の声があがりました。世論調査においても「反対」が「賛成」を大きく上回るに至りました。

しかし、政府与党は、指摘されている問題点を真摯に検討・説明・見直しすることなく、アリバイ的に参考人質疑や地方公聴会を実施して採決を強行しました。昨年12月の衆議院選挙及び本年7月の参議院選挙でも争点になっていなかったこの特定秘密保護法を、ごく短時間の審議で国民の声にも真摯に耳を傾けずに強行採決したのです。このような手法は、あまりに国民、議会制民主主義を愚弄したものであり、決して許されるものではありません。私たちは、この与党の横暴に強く抗議し、違憲無効な同法の施行日を定めまいよう求めます。

私たちは、10月28日のネットワーク結成以来、街頭で秘密保護法の問題を訴えてきました。宮城県民の間にも同法の違憲性に対する認識が広まっています。

違憲無効な秘密保護法を容認することは絶対にできません。私たちは、引き続き、同法の速やかな廃止を目指して活動する決意です。

宮城県民、そして全国の皆さん、秘密保護法の廃止を求める一点で、大きく手をつなぎましょう。

2013（平成25）年12月6日

STOP！秘密保護法ネットワーク宮城